

ふれあい館「もくせい」を管理運営する 市民活動団体を募集します！

問合せ／市民活動推進課 内線 2 1 4 1

市では、子どもから高齢者まで幅広い年代の市民が日常的に集い、交流の場となるよう、ふれあい館「もくせい」を設置しています。

平成29年度からは、利用者ニーズに応じたサービスの提供や世代間交流をさらに促進することから、市民活動団体と市とが協働で施設の管理運営を行います。

そこで、ふれあい館「もくせい」を管理運営していただける、市民活動団体を募集します。

応募資格

- ①市内で活動し、複数の会員で構成された市民活動団体であること。
- ②ふれあい館「もくせい」の運営と施設管理を円滑に遂行でき、多世代交流事業を推進することができる市民活動団体であること。
- ③団体の運営に関する会則、規約などに基づき民主的に運営し、予算、決算を適正に執行している市民活動団体であること（平成28年度に設立した団体も含む）。

募集スケジュール

日程	スケジュール内容
2月1日(水) ～3月1日(水)	申込書及び関係書類の提出期間
2月13日(月)～23日(木)	質問及び回答
3月9日(木)	事業に関するプレゼンテーション及びヒアリング ふれあい館「もくせい」管理運営団体選定委員会
3月21日(火)	団体の決定
3月22日(水)	選定結果の通知発送
3月23日(木)～31日(金)	打合せ及び引継ぎ
4月1日(土)	委託契約の締結及び業務開始

マイナンバーカードがあると便利！ 戸籍証明書もコンビニで取得できます

問合せ／総合窓口課
内線 2 1 3 2

市では、マイナンバーカードを利用して、全国主要のコンビニエンスストアのマルチコピー機で住民票の写しなどを取得することができるサービスを行っています。

1月からはこれまでのコンビニ交付サービスに加え、戸籍証明書や附票の写しも交付することができるようになり、ますます便利になりました。まだマイナンバーカードをお持ちでない人は、この機会にぜひ申請してください。

コンビニエンスストアで取得できる証明書

- 住民票の写し ●印鑑登録証明書 ●課税(非課税)証明書
 - 戸籍謄本・戸籍抄本(現在戸籍のみ) ●戸籍の附票の写し
- ※戸籍証明書は、1月4日(水)午前6時30分からサービス開始

志木市に本籍がある人は、住所が志木市以外の場合であっても、事前に利用登録をすると、全国主要のコンビニエンスストアで戸籍証明書を取得できます。
ただし、利用登録には、5～7営業日程度かかりますので、ご注意ください。



証明書コンビニ交付サービスのメリット

- 早朝や夜間、休日でも自分の都合に合わせて証明書を取得
- 市役所に行かなくても、身近なコンビニエンスストアで証明書を取得
- 急に証明書が必要になっても、全国主要のコンビニエンスストアで証明書を取得

マイナンバーカードのご準備を！

便利な証明書コンビニ交付サービスを利用するためには、利用者証明用電子証明書(数字4桁の暗証番号が設定されたもの)が搭載されたマイナンバーカードが必要です。

まだお持ちでない人は、この機会にぜひ申請してください。

コンビニ交付サービス店舗と利用時間 ※発行手数料は市役所窓口と同額です

- セブン-イレブン、ローソン、サークルKサンクス、ファミリーマート、ミニストップ
- 午前6時30分～午後11時(12月29日～1月3日、サービスメンテナンス時を除く)

注意 1月29日(日)の午前8時から午後1時まで、コンビニ交付サービスが一時停止します。